

第2次トランプ政権で発動した追加関税措置等一覧

対象品目	2月		3月		発動時期		4月		5月		7月		8月	
相互関税 対象国原産品 ※中国除く	一律10%のベースライン関税・ 国・地域別に設定した相互関税は、 鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、 米国政府設定の対象外品目へは上乗せなし				4/5発動		一律10%の ベースライン関税 を上乗せ		4/9発動		国・地域別に設定した 相互関税率を上乗せ		4/10~90日間 上乗せした相互関税率 の適用停止	
相互関税 対象外国 原産品														
 原産品	2/4発動	3/3発動	4/5発動	4/12発動	5/2発動	5/14発動					5/14~90日間 相互関税34%中 24%分の適用停止			
	10%の 関税上乗せ	10%の 関税上乗せ	一律10%の ベースライン 関税を上乗せ	125%の 相互関税上乗せ ※ベースライン関税 10%含む	デミニス ルールの 適用停止	34%へ 相互関税引き下げ ※ベースライン関税 10%含む								
 ベネズエラ産原油 石油製品 輸入国の原産品					4/2以降 国務長官の判断で		25%の関税上乗せ							
 原産品	3/4発動		3/7発動		4/29発表 ※3/4より 遡って適用						5/3発動			
	25%の関税上乗せ (注) カナダ産エネルギー・ 資源品目は10%		USMCA原産地規則を 満たす製品の適用除外		追加関税の 累積停止						自動車部品へ 25%の関税上乗せ ※USMCA原産地規則を 満たす自動車部品は 上乗せ免除			
自動車・ 同部品	4月3日以降に米国で組み立てられた自動車で 希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合 希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能						4/3発動		自動車へ25%の 関税上乗せ					
鉄鋼・ アルミ製品					3/12発動		4/4発動							
					アルミ製品の関税上乗せを10%→25%へ引き上げ、 関税上乗せ対象となる鉄鋼・アルミ派生品の対象品目追加		アルミ缶と缶ビールを 関税上乗せ対象に追加							

(注) 2025年5月14日時点、青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法(IEEPA)を根拠法に発動
(出所) 米国政府発表資料などから作成